特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務重点項目評価書（令和6年9月30日終了）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
函館市は，新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道函館市長

公表日
令和7年4月16日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添１）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添２）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容	・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理する。 ・予防接種の実施後に，被接種者からの申請に基づき，新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	［　］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［　］宛名システム等　［　］税務システム ［○］その他　（ 健康管理システム　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券番号登録 ・ワクチン接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定
③他のシステムとの接続	［　］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［○］既存住民基本台帳システム ［　］宛名システム等　［　］税務システム ［○］その他　（ ワクチン接種記録システム（VRS）　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

３．特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
４．個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第19条第6号（委託先への提供）
５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	［　　実施しない　　］　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
６．評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所　保健予防課
②所属長の役職名	保健所　保健予防課長
７．他の評価実施機関	
―	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
予防接種台帳ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		当該市内に居住する予防接種の対象となる者
	その必要性	新型コロナウイルス感染症予防接種の記録の管理
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・識別情報 個人番号：対象者を正確に特定するために保有する その他識別情報：当市において，個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する（以降，宛名番号と表記） ・連絡先等情報 予診票と突合し，対象者を正確に特定するために保有する ・業務関係情報 接種記録の把握管理のため保有する
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		令和3年4月1日
⑥事務担当部署		保健所　保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[○] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（　　）
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため使用する
④使用の主体	使用部署	保健所　保健予防課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 250,000 ） 件
委託事項1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		健康管理システムの保守，法制度改正に伴う改修作業
①委託内容		健康管理システムの保守，法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社エスイーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	

移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 ク ラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

・個人番号
・宛名番号
・自治体コード
・接種券番号
・属性情報（氏名、生年月日、性別）
・接種状況（実施/未実施）
・接種回
・接種日
・ワクチンメーカー
・ロット番号
・ワクチン種類（※）
・製品名（※）
・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
・証明書ID（※）
・証明書発行年月日（※）

※　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
ワクチン接種記録システム（VRS）	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、　番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ワクチン接種記録システム（VRS）における情報の紐づけは，コロナワクチンの接種記録に限定される。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された 専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、 消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、 個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	委託先に安全管理措置を遵守させるための「必要かつ適切な監督」として，以下の規定を委託契約の締結に盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　再委託していない　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 ※従業者とは，契約形態にかかわらず，特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれる。行政機関においては，正規職員のほか，会計年度任用職員等も含む。

10. その他のリスク対策
デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、 第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部文書法制課　函館市東雲町4番13号　0138－21－3649
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき，開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健所保健予防課　函館市五稜郭町23番1号　0138-32-1540
②対応方法	問合せの受付時に受付票を作成し，対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月25日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	Ⅰ－2－システム1②	（省略）	文末に下記を追加 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅰ－4	第19条第15号	第19条第16号	事後	法改正による号番号の変更で重要な変更に当たらない
令和4年3月25日	Ⅰ－4	第19条第5号	第19条第6号	事後	法改正による号番号の変更で重要な変更に当たらない
令和4年3月25日	Ⅱ－3－②	ワクチン接種記録システム（VRS）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－3－⑤	転出元市区町村へ接種記録を照会するために	転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに，接種券の発行のために	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－3－⑤	（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）	削除	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－4	ワクチン接種記録システム（VRS）システム管理	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－5	第19条第15号	第19条第16号	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－5	市区町村コードおよび転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）	市区町村コードおよび転入者の個人番号	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年3月25日	Ⅱ－6	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　電子交付アプリおよび同アプリの利用端末には，申請情報を記録しないこととしている。	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容①	個人番号を入手する際は、	本人から個人番号を入手する場合は、	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年3月25日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	本人同意および本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で，ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	重要な変更にあたる項目

令和4年3月25日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容④	③（以下略）	③（以下略）を④（以下略）とし， 文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　交付申請には，個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで，対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容③	新規	③転出元市区町村からの接種記録の入手 　本市への転入者について，転出元市区町村から接種記録を入手するが，その際は本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し，当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS)を通じて入手する。	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し，申請者の自由入力を避けることで，交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では，専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで，意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため，本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し，個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより，不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について，VRSにおいて真正性の検証を行い，送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより，通信内容の秘匿および盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な変更にあたる項目

令和4年3月25日	Ⅲ－3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置②	ために，転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた	削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	ワクチン接種記録システム（VRS）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	（省略）	文末に下記を追加 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において，申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには，申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより，通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年3月25日	Ⅲ－９	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室	デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）	事後	組織の名称の変更で重要な変更に当たらない
令和4年3月25日	Ⅲ－１０	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室	デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）	事後	組織の名称の変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅰ－４	・番号法別表第１　10の項	削除	事後	記載不要項目の削除による変更で重要な変更に当たらな
令和4年6月17日	Ⅱ－３－⑤	当市からの転出者	本市からの転出者	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅱ－３－⑤	当市での接種記録	本市での接種記録	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅱ－３－⑤	転出先市区町村から個人番号を入手	他市区町村から個人番号を入手	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅱ－３－⑤	当市の接種記録	本市の接種記録	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅱ－５－⑦	当市への転入者	本市への転入者	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅱ－６	・論理的に区分された当市の領域に	・論理的に区分された本市の領域に	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅱ－７	クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、	クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	別添１	・接種回（1回目/2回目）	・接種回（1回目/2回目/3回目）	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容①	当市の転入者	本市の転入者	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	②転出先市区町村からの個人番号の入手	②他市区町村からの個人番号の入手	事後	重要な変更にあたる項目

令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	当市からの転出者	本市からの転出者	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	当市での接種記録を転出先市区町へ	本市での接種記録を転出先市区町村へ	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	転出先市区町村から個人番号を入手	他市区町村から個人番号を入手	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年6月17日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容②	転出先市区町村において、住民基本台帳等により	他市区町村において、住民基本台帳等により	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年6月17日	Ⅲ－3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置②	当市の転入者	本市の転入者	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置②	当市からの転出者	本市からの転出者	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置②	当市での接種記録	本市での接種記録	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	当市、国、	本市、国、	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－5	当市への転入者	本市への転入者	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年6月17日	Ⅲ－5	具体的には、当市への転入者について	具体的には、本市への転入者について	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年8月18日	Ⅰ－2－システム1②	（省略）	文末に下記を追加 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年8月18日	Ⅱ－3－②	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。），コンビニエンスストア等のキオスク端末および証明書交付センターシステム	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年8月18日	Ⅱ－4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にあたらない項目

令和4年8月18日	Ⅱ－６	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 　証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には，申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年8月18日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容④	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能，コンビニ交付）	事後	重要な変更にあたる項目
令和4年8月18日	Ⅲ－2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	重要な変更にあたる項目

令和4年8月18日	Ⅲ－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付関連機能を含む。）	事後	形式的な変更で重要な変更に当たらない
令和4年8月18日	Ⅲ－7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	（省略）	文末に下記を追加 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な変更にあたる項目
令和5年6月16日	Ⅳ－1－②　請求方法	函館市個人情報保護条例の規定に基づき，開示・訂正・削除・利用の中止・提供の中止の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき，開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり，事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年7月2日	Ⅰ－1－②	（省略） ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理し，他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 （省略）	（省略） ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理する。 （省略）	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅰ－2　システム1－②	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅰ－2　システム2－②	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券番号登録 ・ワクチン接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約システムへの接種対象者・接種券番号および生月日登録 ・ワクチン接種予約の管理	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券番号登録 ・ワクチン接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定	事後	重要な変更にあたる項目

令和6年7月2日	Ⅰ－2　システム2－③	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS），新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約システム）	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅰ－2　システム3	（省略）	削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅰ－4	・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅰ－6－①	保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当	保健所　保健予防課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年7月2日	Ⅰ－6－②	保健所ワクチン接種担当課長	保健所　保健予防課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年7月2日	Ⅱ－2－③　その必要性	新型コロナウイルス感染症予防接種の記録の管理および他市町村との接種記録の照会・提	新型コロナウイルス感染症予防接種の記録の管理	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－2－⑥	保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当	保健所　保健予防課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年7月2日	Ⅱ－3－①	[○]本人又は本人の代理人 [○]地方公共団体・地方独立行政法人（北海道，他市町村，医療機関）	[○]本人又は本人の代理人	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－3－②	[○]紙 [○その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。），コンビニエンスストア等のキオスク端末および証明書交付センターシステム）	[○]紙	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－3－③	新型コロナウイルス感染症予防接種対象者の把握・管理のため使用する	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため使用する	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－3－④　使用部署	保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当	保健所　保健予防課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年7月2日	Ⅱ－3－⑤　使用方法	・本市への転入者について，転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに，接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について，転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	重要な変更にあたる項目

令和6年7月2日	Ⅱ－4　委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－4－①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－5　提供・移転の有無	［〇］提供を行っている　（　1）件 ［　］行っていない	［　］提供を行っている　（　　）件 ［〇］行っていない	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－5　提供先1	（省略）	削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅱ－6	（省略） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 　電子交付アプリおよび同アプリの利用端末には，申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 　証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には，申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	（省略） 削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	（別添1）　特定個人情報ファイル記録項目	・接種回数（1回目/2回目/3回目）	★「接種回」となっている。 ・接種回数	事後	重要な変更にあたらない項目

令和6年7月2日	Ⅲ－２ リスクに対する措置の内容	① 転入者本人からの個人番号の入手 　本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 　本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で，ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 　本市への転入者について，転出元市区町村から接種記録を入手するが，その際は本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し，当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 　被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能，コンビニ交付） 　交付申請には，個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで，対象者以外の情報の入手を防止する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 　被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な変更にあたる項目

令和6年7月2日	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（省略） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し，申請者の自由入力を避けることで，交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では，専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで，意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため，本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し，個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより,不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について，VRSにおいて真正性の検証を行い，送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより，通信内容の秘匿および盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	（省略） 削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅲ－３　リスク1 リスクに対する措置の内容	・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	・ワクチン接種記録システム（VRS）における情報の紐づけは，コロナワクチンの接種記録に限定される。	事後	重要な変更にあたる項目

令和6年7月2日	Ⅲ－３　リスク1 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（省略） ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 　・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 　・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 　・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 （省略）	（省略） ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 （省略）	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅲ－４　その他の措置の内容	本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記 録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託すること とする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において，申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記 録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託すること とする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	重要な変更にあたる項目

令和6年7月2日	Ⅲ－５	（省略）	［〇］提供・移転しない 以下すべて削除する。	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅲ－７　その他の措置の内容	（省略） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには，申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより，通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	（省略） 削除	事後	重要な変更にあたる項目
令和6年7月2日	Ⅳ－２－①	保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当 函館市五稜郭町２３番１号　0138-83-5610	保健所保健予防課　函館市五稜郭町２３番１号　0138-32-1540	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年4月16日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務重点項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務重点項目評価書（令和６年９月３０日終了）	事後	重要な変更にあたらない項目